

8-4

昭和44年4月25日

いわゆる大学正常化にかんする文部事務次官通達について（声明）

第53回総会

本会議は、さる1月の第52回総会において、今日の大学問題の正しい解決が、暴力による破壊と権力の介入によっては不可能であることを、声明し、さらに今次総会においては、大学問題にかんする根本的態度について、政府に勧告した。しかるに、4月21日づけの文部事務次官通達「大学内における正常な秩序の維持のために」が、上記の声明と勧告に示された本会議の基本的態度とあいいいれぬものであることは、本会議の深く遺憾とするところである。

警察力の学内立入りについては、原則として大学の判断によるとする慣行が確立されているにもかかわらず、今回の通達は「学内の正常な秩序の回復維持のため」という名目で、実質的にこの慣行を一挙に否定し、警察力の介入を広汎に警察当局の判断にゆだねようとしている。この通達は、警察力介入を常態化する有力な根拠となるおそれが十分にあり、それが大学の自治および研究・教育の自由の重大な侵害であることは、いうまでもない。

この通達をはじめとして、もっぱら治安対策的発想による諸施策が、政府の大学政策をかたちづくっていく傾向が顕著なので、研究、教育の機関としての大学の本質を無視したこのような態度に対して、本議会は、科学を行政に反映させるという日本学術会議法の精神にもとづき、科学者の立場から、これにつよく反対せざるをえない。

8-5

庶発第491号 昭和44年5月10日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

写送付先：大蔵、文部両大臣、国・公・私立各大學長、國立大學協会長、公立大學協会長、日本私立大學協会長、日本私立大學連盟会長、私立大學懇話会長、日本私立短期大學協会長、全國公立短期大學協会長

大学問題について（勧告）

標記のことについて、本会議第53回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

本会議は、第52回総会において、大学に対する暴力による破壊と権力の介入に反対し、大学の自治を貫徹しながら大学問題の解決に全国の科学者が立上るように声明した。その後においても、本会議は新しい研究教育体制のなかでの大学のあり方を根本的に検討中であるが、今日の事態の重大性にかんがみつぎのように政府に勧告する。

1. 大学問題処理の基本的態度について

「大学問題」は緊急に対処すべき問題であるが、最近における各方面でのこの問題への対処の仕方には、当面の解決を急ぐのあまり、わが国における学術研究と教育との根本を危うくする惧なしとしない。社会における学術の中心である大学において、本来保障されるべき「学問の自由」

の見地からも、また、「大学問題」が多面的な問題点を含んでおり、しかもわが国の大学の条件が多様であるという現実からも、大学の改革は新しい「大学の自治」の確立を目指してそれぞれの大学の自発的努力に期待すべきであり、早急にしかも一律に外から大学のあり方を規制することは正しくない。大学改革は根本的なものでなければならず、それだけに慎重に行なうべきである。

2. 大学理念実現のための条件整備について

戦後、新憲法の下において、教育基本法、学校教育法、文部省設置法等によって、研究・教育両面における新しい課題に対応する理念が示され、特にわが国の文教政策に旧来の制度を脱却する機会が与えられたのであった。しかしその理念の実現については、大学側の自覚も不足していたが、それに加えて社会的諸条件が妨げになった。大学は、きびしい反省の上にたって、自主的に、この理念の実現に努力すべきはもちろんあるが、それを効果あらしめるために、政府は早急に必要な諸条件を整備すべきである。

3. 進学率上昇に対応する研究、教育水準の維持発展について

戦後における大学への進学率の上昇とともになういわゆる大学の「大衆化」は、わが国の場合いくつかの特殊事情があるとしても、基本的には、民主主義の発展とともに、国民が高度の教育をうけ高い水準の知識を身につけようという要望のあらわれであり、人類社会発展の必然的傾向であると判断せざるをえない。したがってこのすう勢に対処するためには、大学の側における大学制度のあり方の検討とあいまって、国は財政支出の増大などの方法により研究・教育水準の維持と向上につとめ、いわゆる教育のマスプロ化を阻止すべきである。

4. 学生の権利の確認について

学生に対しては、憲法、教育基本法で保障された権利を認め、さらに大学における学生の地位にかんがみ、一定の方式で大学の運営に参加させるべきである。参加の態様と範囲については各大学が現在さまざまな方式を検討あるいは実施しているが、そのなかから合理的な方式が生れることを期待し、外部からこれに干渉すべきではない。

5. 学内秩序に対する大学の自主性尊重について

大学は研究と教育の場であり、そこにおいては一切の暴力が否定されるべきことはいうまでもない。したがって、学内における暴力の発生に対しては、大学自身がまずその理性的能力のすべてをつくして、阻止につとめねばならない。

万一、大学が力およばず、警察力の導入もやむをえないと判断したばあいでも、大学本来の性格からして、学内における警察力の行使にはおのずからきびしい限界があるものと理解すべきである。

<参考資料>

大学問題についての中間報告草案(抜粋)

1969.4.14

大学問題特別委員会

1. 最近における「大学問題」の意味について

第2次世界戦争後、世界的規模で大学教育の制度改革と学生運動がいわゆる「大学問題」とし

てひろがっている。しかし、その中でもわが国は戦前からの制度の残存、独自な私立大学の存在等特殊の事情をもくわえて、特にきびしい情勢を経験していることに注目する必要がある。

わが国において、大学問題は戦後の大規模な社会変化と動搖、科学技術の急速な発展に応じて、政府の基本的な政策の一環としてあらわれた大学運営の方向の変化にはじまり、それに対する反対運動という形でひろがってきてている。

しかし、最近の大学問題は戦後の推移からみてもかなりの特色をもっている。現在の大学問題は、いわゆる東大問題でも明らかなように二つの焦点をもっていると言えよう。その一つは学生運動の方向であり、他の一つは政府による大学自治への介入の問題である。

学生運動が、新安保条約締結時の高揚の後ふたたびつよまりはじめたのは1965年頃からである。学生の市民的権利に基づく要求として、寮・学生会館の管理運営権問題、私立大学の学費紛争から始り、ベトナム戦争批判の方向に拡大していった。

この運動は、政治と経済の動向にたいする批判とともにいわゆる教授会自治であった大学自治のあり方にたいする根本的な懷疑をも呼びおこし、教育の機会均等の要求等と教育研究の施設および内容そのものについての不満に対する反撗を強く表明した。かくて、問題は現代における大学の存在そのもの、さらに学術研究、あるいは科学・技術の研究態度への疑問の表明ともなって発展するに至った。

やがて学生運動は、そのなかから、一部のものにより暴力的な運動の形態が生れ、教授を敵とし大学を解体破壊する傾向を生み出すに至り、今日なおつづいている。

次に政府等による大学自治侵害の傾向は、最近では地方自治体の各地公立大学への介入にしばしば見られていたが、いわゆる東大問題いらい政府・政党によって急速に強められかかっている。

政府による大学批判は、学生運動の暴力的傾向が顕著となるとともに強まってきたが、東大入試中止いらい政府の積極的介入、学長・学部長任命問題、中教審の答申問題、大学管理法およびその他の緊急立法への措置の動きが、その方向を急速に推し進めつつあるように見える。

これらの動きは、学生運動の暴力的傾向に対する大学の管理能力への批判とともに、新しい大学自治の形態に対する批判と介入が見られつつあるとも判断される。特に今までと違って大学の学生運動に対する対応能力の欠陥、学生の暴力にたいする世論の批判が政府による大学自治への介入にたいするもっとも有力な条件となっている点に留意する必要がある。

しかし、いずれにしても大学自治に対するこの両面からの動きは、単に大学の管理運営の技術的問題に向けられているのではない。そうでなくして、大学の存在そのもの、あるいは現在の学術の内容、学問・思想の自由そのもの、科学・技術の研究の仕方そのものが根本的に問われていることを卒直に認めるべきであろう。

従って、われわれは大学問題を検討するにあたっては、現代における大学の意義を根本的に検討することから始める要を感じる。

2. 現代における大学の基本的意義

大学は現在、社会における学術の中心である。いいかえれば、大学は社会における基礎的、原理的な研究機関であるとともに最高度の教育機関であり、また最高度の教育を行なうことによってのみ、基礎的・原理的な研究を発展させることができるという関係を体現しているものである。

大学が学術の中心として、基礎的・原理的な研究と教育を行なうということは、大学が社会の要請によって社会発展の原動力として独自の任務を課せられていることを意味している。したがって、人類社会の未来をめざす大学の研究と教育の内容には、既存の人類社会のあり方および学術的成果をのり越えるために、既存の諸体制から一応独立してそれに批判をくわえ、発展の方向を検討するという態度が要求される。大学においてもそれを構成する者の学問・思想の自由がもっとも重要な問題であり、それを保障するためには、大学構成員が社会の要請と批判を自主的に判断しながら、研究・教育の内容についての決定を行なうこと、いわゆる自治が大学をして大学たらしめる基本的条件として不可欠であり、大学の自治が社会的に承認されてきた理由もそこにある。もし大学の自治が否定されるならば、大学はその社会的役割を果しえず、戦時中の大学の情勢を再現することになるであろう。したがって大学の自治の問題は、たんに大学内の問題でなく、社会全体としての学術研究、あるいは科学・技術の研究のあり方についての基本問題である。したがって、また社会の発展と停滞についての基本的な問題である。憲法・教育基本法に保障された学問・思想の自由の守り、政府をはじめその時々の政治的局面からの統制や圧力を避けなければならぬ理由がここにある。しかし大学の自治の内容には、社会の発展に応じて学術研究と教育を中心とする生々した活力、あるいは生命力が維持されなければならず、また、それを保障するための大学の構成員によるきびしい自己規律にもとづくたえざる改善が行なわれることが必要である。大学のこのような生命力を失なった場合、大学の自治は危険にさらされ、大学の社会的役割は果しえないという事実を重視する必要がある。

5. 日本における大学の特殊性

「大学問題」とは、現代の世界各地域を通じての問題とされているが、特に日本の大学の特殊性に即して問題が提起される必要がある。なお、短期大学は臨時の措置として設置されて、性格があいまいなまま定着しつつあるが、これも大学問題の一部分として検討すべきであろう。

(1) 国立大学の設立・発展の歴史的条件

日本の大学が19世紀後半の歴史的条件の中で、政府の著しい指導性と庇護の下に発展したことは明白な事実である。このことは言わば公共的な側面では、国民の知識水準の向上の面でも、また国民に一応公正な機会を与えた点においても一定の積極面を示したものであった。しかしその半面、特に行政面から大学を制約する傾向は、本来の学問の自由のためには消極的な側面をもっている。このことは特に日本の国立大学の場合顕著な一つの特徴であろう。

(2) 公立大学の場合も、これに準じて考えられるべきであろうが、ここでは大学の研究・教育管理が地方行政のレベルで考えられがちであり、大学の自治が地方的政治勢力によって侵害されることもまれではない。

(3) いくつかの私立大学は、本来自由な抱負をもって創立され、独自の存在たることを示したが、日本社会の変化に伴って、財政経営面その他においてさまざまな問題点を生まざるを得なかつた。

(4) 明治以来の日本の発展の情況の中で、社会に受け取られる「大学」についての観念も特殊であった。大学への関心は、真理の探究というその本来の目的よりも、卒業と就職との関連に重

点が置かれたがちであったことも争うべからざる事実であろう。

- (5) このような日本の大学の発展の中でさまざまの不均等が生まれ、大学間の「格差」が増大した。もとより、それぞれの大学間の個性的な発展はむしろ促進されるべきものでさえあろう。しかし、ここに現実にあらわれている「格差」は、第一にむしろ諸大学の自由な個性的な発展を妨げる方向に進む傾向を示すものであった。第二に外から権力や財力によって操作されることによって学問の正常な発展を歪める契機ともなっている。この点は「大学院」に関する諸問題に顕著にあらわれている。
- (6) 日本の大学の置かれてきた以上のような社会的・歴史的条件は、あらゆる面で一種の「権威主義」また卑俗に言えば「点取主義」の傾向を強く助長し、そのことが研究教育の面においてのみならず、広く政治・文化のあり方にまで一定の影響をあたえている。現在における学生の考え方にもその影響は及んでいると考えることもできる。

戦後に生まれた「大学」をはじめとする研究教育についての新しい理念を上述の明治以来の研究教育体制からの脱皮の可能性を示すものとして受け取り、積極的に発展させるべきものと認めた場合、第一に大学自身がどの程度その意義を主体的な自覚をもって認識したかが問題であり、第二に新しい体制を整えるための物質的条件に対する政府の配慮があったか否か、また、企業等の側に大学の研究と教育をいわゆる「青田刈り」を含めて阻害した傾向がなかったか否かが検討される必要があろう。

4. 現代において大学制度と「大学自治」の慣行とが当面する問題点

歴史的には、大学の制度と「大学の自治」とはヨーロッパの中世に起源をもちながら、近代科学の発展に対応して来たものである。その点では「講座制」および身分制の一面に端的にあらわれるよう、制度の基本的な問題として封建的ギルド的側面をとどめている。したがって、歴史の現段階においては解決すべきいくつかの矛盾に直面している。

大学の「自治」の実態について言えば、大学は教授・学生・事務職員によって構成されており、それぞれ独立性を保ちながら大学の自治に参加すべきものであるが、従来、「大学の自治」は「教授会」を中心とする自律的な研究教育体制の確立を前提として運営され、大学の自主性を維持するために一定の役割を果してきた。しかし、ややもすればその形式に安住し、学術研究の停滞をもたらし、学生の不信と社会的批判を招く一面さえ現われている。「自治」は個々の大学の自給自足的性格のものとしてではなく、ひろく全学界および社会全体の批判をもうけつつ、きびしい学問的自律のうえにたつものと抉えらるべきであり、内部的にも「自治」の主体は民主的に拡大されざるを得なくなっている。

(1) 科学技術の発展への対応について

科学技術の発展に対応する研究体制とし、現在の科学が大規模なそして常に最新のものを含めた研究施設と組織的な研究組織を必要とする現実に対して、旧来の講座・学部を基礎とした「大学」がそのままの形で対応し難いことはいうまでもない。若し、当面の「大学問題」が現代における「学問の自由」のために必要な自由の問題であるとすれば、基本的にはすべての総合的研究所とすべての大学とを含めた視野から考えられなければならない。これは将来において大学の在り方を根本的に検討しなおす要素をもっている。そして、研究と教育のかかわり合

い方を問題にする場合にもそのことが必要であり、特に以下に述べる教育面での情況の変化とも関係して、一般教育、小・中・高の学校教育までをも含む一貫した体系の中で考えられなければならない。

例えば、「大学院」を問題にする場合にもこのような関連についての配慮が必要であり、研究と教育の分離、または逆に既存の学部の講座の延長の上にのみ考える考え方陥ることを警めるべきであろう。なお、最近の「大学問題」は単なる教授と学生という要因のみからでなく、将来長期的に研究体制と関係のある助手・大学院学生等、若手研究者の側からの問題提起からも起っている。このような条件が大学の管理の問題のみならず、いわゆる「応用」と「基礎」との関係、専門分化と総合との関係等に関して「大学」をして新たな課題に当面せしめている問題の深刻さに注目すべきであろう。

(2) 大学における学生の地位

本来、大学がもっている基本的性格よりして、大学教育を受ける学生には自発的な学術研究の態度が要求される。学生は主体的に知識の継承を受けながら、自主的に学術研究の方法を体得し、やがて未来を背負う責任と権利をもって、教授とともに教育・研究に参加すべきものである。また教育方法も学生がそのような役割を果すものに成長する方向に向って検討されるべきである。この点よりして、学生を教育されるものとして受動的にのみとらえ、たんなる當造物の利用者として位置づけるべきではなく、学生は大学の主要な構成員であり、大学の自治、学問・思想の自由の重要なない手として評価すべきである。したがって、学生は、教職員とともにそれぞれ固有の権利と義務をもって大学を構成するものであり、大学の自治に参加すべきものであろう。これによって大学の自治は教職員とともに未来を背負うもの全体によって支えられることにより、自治は強められ発展しうるものと判断される。この場合、学生側に参加の責任を果す決意と体制のあることがきわめて重要である。したがって、全学生による学生の自治を抑制すべきではなく、これを民主的に発展させることが必要である。学生間の民主主義を発展させ、研究・教育にたいする全学生の発言を保障することが必要である。学生が大学自治に参加することはたんに権利であるばかりでなく、また義務であることを慣行として確立することが望ましい。後述のように、特にわが国においてはこのような学生自治の慣行は充分には育成されなかつたが、最近の社会的発展の条件の下で特に戦後の新憲法によって保障された市民的自由、市民的権利が学生についても保障されることが必要であり、国公立大学では学生に対する官僚的統制が見られ私立大学では企業的統制が見られるることは根本的に問題である。

(3) いわゆる大学の「大衆化」現象について

第2次世界戦争後世界各国で大学進学者の数は増大し、とくにわが国ではいわば爆発的に増大したといわれている。そして、大学はかってのように特權的エリート養成の機関でなく、単なる職業訓練の機関でなくなり、現在では戦前の旧制中学への進学率にひとしいといわれている。くわえて勤労者教育の問題も当然考慮すべきものとして取り上げねばならなくなってきたいる。

この現象が大学の「大衆化」としてとりあげられさまざまな角度から討議が見られる。この傾向に対応するため、大学の学問水準を引き下げ、あるいは機械的に多人数教育のみを考える

意見も見られるし、さらにその上部にエリート養成の大学院大学を設置しようとする考えすら見られている。科学・技術の発展が従来の大学のうえに大学院の充実、さらに場合によっては大学院大学の問題も現実的に検討すべきものである。しかし大学への進学率の上昇は、二・三の特殊な理由があったとしても、基本的には国民がより高度の教育を受け、高い知識と判断力をもちたいという要求のあらわれであり、また能力に応じて教育を受ける権利の行使がひろがってきた結果である。

国民の知識への要求の増大と民主主義の発展の結果であり、歴史的に見ても人類社会発展の必然的な傾向である。この人類あるいは民族発展の歴史的傾向を受けとめるにあたって、大学に格差をつくるために大学院大学をつくり、制度的にあるいは政策的に格差をつくりあげようとするのは民主主義を否定し国民の要求を否定し、社会の発展を押しとどめようすることにほかならない。とくに大学の「大衆化」に対応して学問の内容を卑俗化しようという意見があるとすれば、到底容認しがたいものといわざるをえない。

大学規模の拡大が真的低下をもたらすことについしては、適正規模の実現をはかるべきであろう。民族と社会の将来を考えるならば、国民の要求に応じて大学は自主的に方策を考え、政府は大学教育の財政的・物質的条件を整備し、拡大し、教育方法の発展を保障するため、最大限の努力を払うべきものと考えられる。

5. 結 び

以上のような条件の下で国家の政策、また企業の要請等が、研究教育の場としての「大学」に及ぼす影響は重大なものとなっている。一方では組織的な研究活動を行なうための経費・施設等の条件については国家や大企業との関係を保つことの必要を生じ、他方ではそのような関連の下で、本来の「大学の自由」、従って「学問の自由」がいかにして守られるかが新しい問題となる。学問の発達に対して歪みをあたえるような外からの圧力を排すると共に、従来歴史的に学問の自由な発展を支えるために一定の役割を果して来た「大学」の制度と「大学自治」の慣行は、新に研究者・教育者自身によって、自主的・民主的に発表させなければならぬものとなっている。

いずれにせよ社会発展のために保証さるべき「学問思想の自由」や、国民の知識への要求の増大への対応という見地からも、また、「大学問題」が多面的な問題を含んでおり、しかも日本の大学の条件が多様であるという現実からも、大学の改革は新しい「大学の自治」の確立を目指してそれぞれの大学の条件に即した自発的努力に期待すべきであり、政府の条件整備のために急速な努力を払うべきである。そして、大学の在り方について早急にしかも一律に外から大学のあり方を規制する態度は基本的に考え直す必要を感じるものである。